

危機管理部長説明要旨

危機管理部長の中村でございます。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、去る7月28日に熊本県を中心に発生した「令和8年熊本地震」は、道路や水道などのインフラ被害や建物崩壊に加え、多くの尊い命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

ここに改めて、お亡くなりになった方々に哀悼の誠を捧げるとともに、被災された方々に心から御見舞い申し上げます。

県では、関西広域連合のカウンターパート方式により、県内市町村と連携し、熊本県宇城市に対して罹災証明書発行業務や住家被害認定調査業務に係る職員を派遣しております。宇城市以外にも、保健医療支援等に係る医療スタッフや応急危険度判定士などを派遣しており、これまで全体で延べ約1800人派遣しているところです。

そのほか、トイレカーの派遣や水循環型シャワーの提供など被災地のニーズに合わせて被災者の生活支援に資する様々な支援を行っているところです。

また、線状降水帯の発生などによる豪雨災害が全国各地で相次いでいます。

今月21日にも大型で強い勢力の台風第25号が関東地方に接近し土砂災害、河川氾濫などにより甚大な被害をもたらしました。

改めて、お亡くなりになった方々に哀悼の誠を捧げるとともに、被災された方々に心から御見舞い申し上げます。

豪雨災害では、土砂災害や河川氾濫の危険性も高まるため、本県においても市町村と連携するとともに、県防災ナビアプリなどを活用して、より一層、早期避難の呼びかけなどを行ってまいります。

今年は「紀伊半島大水害」の発生から15年の節目の年となります。災害の記憶と教訓を風化させず、次世代への継承が非常に重要であると改めて認識したところです。

紀伊半島大水害をはじめとする過去の災害や、今回の熊本地震から得られた

教訓などを活かし、引き続き、防災・減災対策の強化に努めてまいります。

それでは、危機管理部の主な取組について、御説明申し上げます。

まず、テロ等の武力攻撃事態等が発生した場合における県の体制や、住民の避難、救援等について定めた「和歌山県国民保護計画」について、本年３月に政府の「国民の保護に関する基本方針」が変更されたことに伴い、所要の変更を行いました。

主な内容としましては、武力攻撃時の避難所や自主避難先において、要配慮者が日常的な介護や相談支援を受けられる体制を整えるため「福祉サービスの提供」に関する項目を追加するなどの変更を行いました。併せて、昨年度に再編した県災害対策本部の組織体制についても反映しました。

次に、９月１日の「防災の日」に合わせ、県民の皆様の災害への備えや防災意識の向上を図るため、協定企業の協力のもと、「防災備蓄キャンペーン」を実施しているところであり、引き続き、メディアや SNS など活用し、各家庭において災害時の備蓄を進めていただけるよう広く啓発してまいります。

続きまして、今議会に提出しております危機管理部関連の議案について御説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお開き願います。

議案第 111 号の「和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、火薬類取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、議決をお願いするものでございます。

議案書の 28 ページをお開き願います。

議案第 121 号の「工事請負変更契約」の締結につきましては、「和歌山県消防救急デジタル無線システム再整備工事」において、アンテナの仕様、設置レイアウト及び配線ルートの変更などにより、契約金額が増額したため、変更契約の締結をお願いするものでございます。

議案書の 29 ページをお開き願います。

議案第 122 号の「工事請負変更契約」の締結につきましては、「和歌山県消

防救急デジタル無線システム・県多重無線網付帯設備再整備工事」において、監視制御装置の変更などにより、契約金額が減額したため、変更契約の締結をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。